太田市新型コロナウイルス感染症対応
業務継続計画（ＢＣＰ）

策定日	2020年４月16日
改訂日	2022年5月　１日
施行日	2022年5月　１日
版　数	第３版

太　田　市

目　次

第１章　計画の概要……1
　１－１　策定の趣旨……1
　１－２　基本方針……1
　１－３　計画の適用範囲……1
第２章　計画の対象とする業務の実施区分等……2
　２－１　業務の実施区分……2
　２－２　業務の評価基準……3
第３章　非常時優先業務の実施に向けた対策……4
　３－１　業務の運用……4
　３－２　人員の確保……4
　３－３　計画の発動……4
第４章　市民への情報提供……5
　４－１　情報提供の内容……5
　４－２　情報発信の手段……5
　４－３　報道機関の対応……5
第５章　マニュアル等の整備……5
第６章　その他……5
第７章　各課の業務実施区分一覧……5
・継続業務（優先順位Ａ）再掲……41

第１章　計画の概要

１－１　策定の趣旨

２０１９年１２月、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎患者が確認され、２０２０年１月に患者から新型コロナウイルスが検出されたのを皮切りに、世界各地で新型コロナウイルス感染症が確認されるようになった。

ＷＨＯ（世界保健機関）は、１月３０日に「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、３月１１日には世界的な大流行（パンデミック）を宣言した。

日本では、２０２０年１月１６日に国内初の感染症患者が確認され、国は２月１日に新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定、３月１４日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、新型コロナウイルス感染症も同法の対象とした。４月７日には、全国的かつ急速なまん延による国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したとの判断のもと、７都府県に対して緊急事態宣言を発令した。

こうした状況を受け、今後、市内で新型コロナウイルスの感染が拡大し、職員の多くが新型コロナウイルス感染症に罹患し、または自宅待機の状況となった場合、すべての業務を執行することは困難になることが想定される。

本計画は、職員の出勤数の低下が予想される状況においても、太田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策や措置並びに新型コロナウイルス感染症により新たに発生する業務（以下「新型コロナウイルス感染症対策業務」という。）を迅速に実施するとともに、市民生活の維持に必要不可欠な通常業務（以下「継続業務」という。）を滞りなく実施するために、業務の実施区分及びその対策等についてあらかじめ定めておくものである。

１－２　基本方針

本計画では、次の基本方針に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策業務」及び「継続業務」（以下「非常時優先業務」という。）等を定めるものとする。

⑴ 市民の生命及び健康の保護を最優先とし、事態の推移に迅速かつ的確に対応すること。

⑵ 行政機能を維持し、市民生活や事業所等の事業継続に及ぼす影響を軽減すること。

⑶ 新型コロナウイルスの感染拡大を可能な限り抑制するため、感染対策を徹底すること。

１－３　計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市が実施している全ての業務とする。

第２章　計画の対象とする業務の実施区分等

２－１　業務の実施区分

新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、非常時優先業務を継続し、感染拡大につながる恐れのある業務は一時的に中断する。市の行う業務は次の区分に分類する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策業務（優先順位Ｓ）

太田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく業務及び新型コロナウイルス感染症対応に係る新たに発生する業務

(2) 継続業務（優先順位Ａ）

新型コロナウイルス感染症発生時においても、市民の生命と健康を保護し、市民生活を維持するために継続しなければならない業務

(3) 縮小・延期業務（優先順位Ｂ）

感染拡大防止のため縮小・延期することが適当な業務及び人員体制を縮小して実施しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務

(4) 中止業務（優先順位Ｃ）

感染拡大防止のため、積極的に中止することが適当な業務

図２-１　業務の実施区分のイメージ

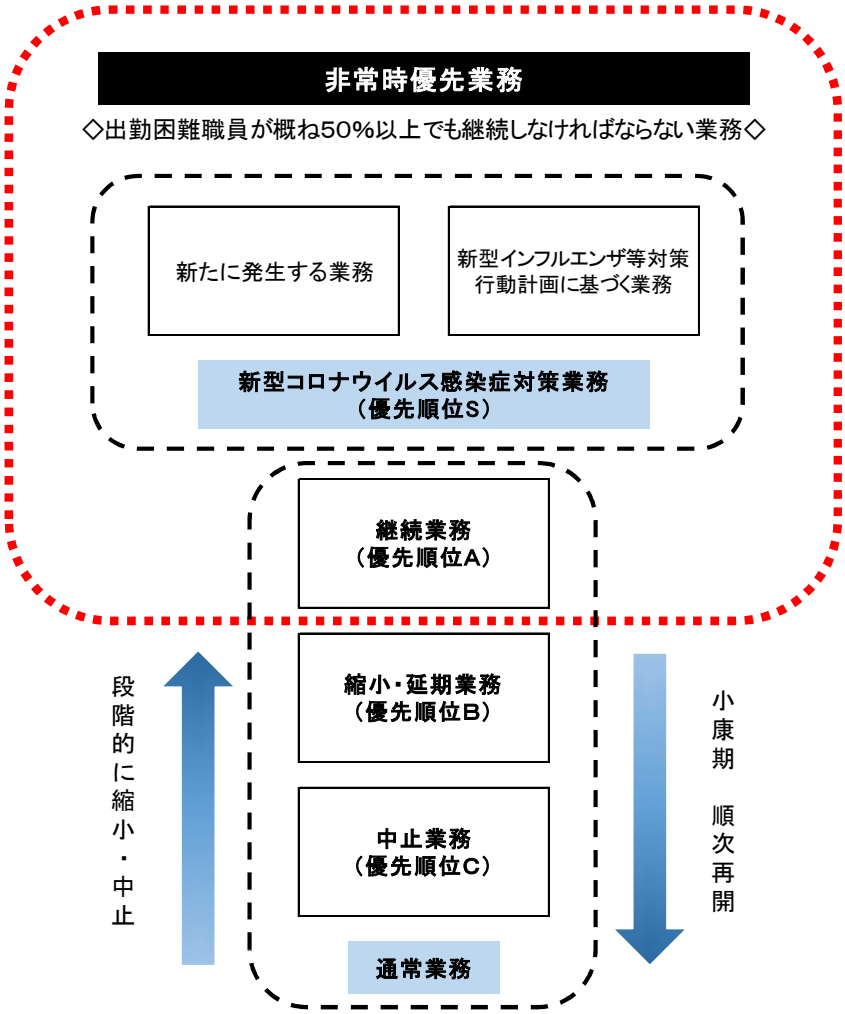

２－２　業務の評価基準

評価基準は、表２－１、表２－２のとおり

表２－１　非常時優先業務の評価基準

	優先順位	内　容	評 価 基 準
非常時優先業務	S ＋ A	新型コロナウイルス感染症対策業務 ＋ 継続業務	・太田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策 ・新型コロナウイルス感染症により新たに発生する業務 ・市民生活の維持に必要不可欠な通常業務（優先順位A）

表２－２　通常業務の評価基準

	優先順位	内　容	評 価 基 準
継続業務	A	継続しなければならない業務	・市民の生命と健康を保護する業務 ・市民生活を維持する業務 ・市の基盤維持に関する業務 ・中断すると法令違反になる業務
縮小・延期業務	B	縮小しても差し支えない業務	・感染拡大防止のため縮小することが適当な業務 ・人員体制を縮小しても市民生活等に与える影響が少ない業務 ・感染者の状況、出勤が困難な職員の状況等に応じて段階的に中断する。 ・概ね５０％以上の職員が出勤困難となった場合には、すべての縮小業務を原則中断し非常時優先業務の実施に専念する。
中止業務	C	積極的に中止する業務	・感染拡大を防止するために積極的に中止することが適当な業務

第３章　非常時優先業務の実施に向けた対策

３－１　業務の運用

⑴ 概ね５０％以上の職員が出勤困難となった場合には、すべての縮小業務を原則中断し、非常時優先業務の実施に専念する。

⑵ 非常時優先業務を継続実施するため、縮小・延期業務及び中止業務に従事していた職員を応援職員として非常時優先業務に優先的に配置する。

⑶ 小康期に入った場合は、新型コロナウイルス感染症対策業務を縮小し、縮小・延期業務、中止業務の順に再開する。

⑷ 業務の縮小・延期、中止及び再開の判断は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況、社会的状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して、対策本部で決定する。

⑸ 感染リスクを可能な限り低減し、非常時優先業務を継続するための取り組みを推進する。

（取り組み例）

- 職員の時差出勤
- 職員を２班体制に分けた分散勤務
- 職員の在宅勤務

⑹ 各業務の実施にあっては、新型コロナウイルスの感染状況及び職員の出勤率等を総合的に勘案し、弾力的・機動的に行う。

３－２　人員の確保

⑴ 新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、各部課において出勤職員の状況にばらつきが生じるため、非常時優先業務の実施に必要な人員が不足した場合には、「課内 → 部内 → 全庁」の順で応援職員を配置する。

⑵ 人員の配置に当たっては、原則として課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部局からの応援職員が必要な場合は、対策本部において決定する。
なお、全庁的な対応が必要となった場合、対策本部は、より実効性の高い体制とするため、人事担当課から職種・資格・職歴等の情報を収集したうえで職員配置を検討し、対策本部会議に諮り、適切な配置を行う。

⑶ 業務の縮小・延期、中止等により余剰となった職員は、対策本部長の指示により、主に次の職務に従事する。

① 新型コロナウイルス感染症対策業務（優先順位Ｓ）の支援
② 継続業務（優先順位Ａ）の支援
③ その他、対策本部で必要とされる業務

３－３　計画の発動

本計画の発動は、対策本部会議に諮り、本部長の指示により発動する。

第４章　市民への情報提供

４－１　情報提供の内容

新型コロナウイルス感染症発生時には、市民一人ひとりが正確な情報に基づき行動することが感染拡大の防止に繋がるため、市は、感染の状況や感染予防に関する最新の情報を県及び関係機関と連携して市民に迅速かつ的確に情報提供するとともに、不要不急の外出を自粛する等の呼びかけを行い感染の拡大防止に努める。

⑴ 市が実施する新型コロナウイルス感染症対策及び関連する支援策等

⑵ 施設の閉鎖、イベントの中止等

⑶ 中断する業務等

４－２　情報発信の手段

⑴ 市民への情報提供は、広報おおた、市ホームページ、ツイッター、ポスター等の掲示、エフエム太郎及び報道機関への情報提供等により効果的な情報発信に努める。

⑵ 外国人への情報提供は、外国語翻訳版を市ホームページ、広報おおたダイジェスト版（太田インフォルマ）等へ掲載し、効果的な情報発信に努める。

４－３　報道機関の対応

報道機関への情報提供については、広報担当課が対応する。

第５章　マニュアル等の整備

本計画においては、優先的に実施すべき業務を特定しているが、非常時優先業務を迅速かつ効率的に遂行するため、各部課等においては、必要に応じて、あらかじめ非常時優先業務を実施するために必要な体制、人数、手順等を定めたマニュアルを作成し、PDCA サイクルによる継続的な改善を図る。

第６章　その他

本計画は、既に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症に特化した暫定的な計画であり、今後、新型インフルエンザ等対策業務継続計画を策定した際には、当該計画に移行させるものとする。

第７章　各課の業務実施区分一覧

各課の業務実施区分一覧は、次ページ以降に記載する。

・各課の業務実施区分一覧

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は適宜見直しを行います。

７－１　秘書室

優先順位	業　務
A	➢　市長及び副市長の秘書に関すること
B	➢　交際、渉外及び儀式に関すること ➢　公印（出納員印及び分任出納員印を除く）の管理に関すること
C	➢　ほう賞及び功労者、徳行者等の表彰に関すること

７－２　企画部

７－２－１　企画政策課

優先順位	業　務
A	➢　基幹統計調査業務
B	➢　実施計画の策定 ➢　庁議及び副部長会議に係る事務 ➢　移住支援金支給業務
C	➢　各種調整会議に関する事務 ➢　各種協議会に関する事務 ➢　その他政策に関する事務 ➢　太田市私立学校審議会に関する事務 ➢　ぐんま国際アカデミーに関する事務 ➢　両毛広域都市圏の推進 ➢　特区・地域再生に関する事務 ➢　自分ごと化会議（住民協議会） ➢　太田市マネジメントシステム推進事業 ➢　市民満足度調査事業 ➢　統計書発行事務

７－２－２　行革推進課

優先順位	業　務
C	➢　組織機構に関する事務 ➢　審議会等に関する事務 ➢　全国施行時特例市事務 ➢　改善活動実践例事務 ➢　地方分権・移譲事務関連事務 ➢　行政改革に関する事務 ➢　太田市補助金等検討会議事務 ➢　公共施設の総合調整に関する事務

７－２－３　人事課

優先順位	業　務
A	➢　職員の給与及び待遇に関すること
B	➢　職員の任命、賞罰、服務及び身分並びに賠償責任に関すること ➢　職員の配置に関すること ➢　職員団体に関すること ➢　職員の福利厚生及び健康管理に関すること ➢　職員の公務災害補償に関すること
C	➢　特別職報酬等審議会に関すること ➢　職員定数の見直しに関すること ➢　職員表彰に関すること ➢　出納員印及び分任出納員印に関すること ➢　職員の人材育成に関すること ➢　人事制度の調査及び企画に関すること

７－２－４　国際課

優先順位	業　務
A	➢　外国人市民相談窓口ワンストップセンター（太田市国際交流協会事業） ➢　在住外国人生活支援事業（太田市国際交流協会事業）
B	➢　国際姉妹都市・友好都市交流事業（太田市国際交流協会事業） ➢　多文化共生推進事業（災害時言語ボランティアの獲得）
C	➢　在住外国人との交流促進事業（太田市国際交流協会事業） ➢　各種語学・日本語講師研修講座（太田市国際交流協会事業） ➢　多文化共生推進事業（外国人集住都市会議へ参加）

７－２－５　情報管理課

優先順位	業　務
A	➢　住基システムの運用管理に関すること ➢　内部情報系システムの運用管理に関すること ➢　ネットワークシステムの運用管理に関すること ➢　社会保障・税番号制度の運用の総括に関すること
B	➢　情報セキュリティに関すること
C	➢　情報センターの運営管理に関すること ➢　ＩＴリテラシー普及に関すること ➢　おおたプログラミング学校の運営に関すること（対面での講座） ➢　庶務及び調査報告に関すること ➢　新規事業に関すること

７－２－６　広報課

優先順位	業　務
A	➢　市広報紙「広報おおた」発行・配布事業（新型コロナウイルス関連） ➢　記者会見 ➢　ホームページ運用管理事業（新型コロナウイルス関連）
B	➢　太田記者クラブ ➢　エフエム太郎行政情報番組制作、放送事業 ➢　「広報おおた」「市ホームページ」への有料広告掲載 ➢　市政情報コーナー運営事業

７－３　総務部

７－３－１　総務課

優先順位	業　務
A	➢ 郵便・文書配付事務 ➢ 告示及び公告事務
B	➢ 条例等の制定改廃事務 ➢ 議会との連絡事務及び一般質問等答弁調整事務
C	➢ 指定管理者候補者審査委員会事務 ➢ 固定資産評価審査委員会事務 ➢ 公平委員会事務 ➢ 情報公開及び個人情報保護審査会事務 ➢ 行政不服審査会事務 ➢ ファイリングシステム、歴史的文書保存事務 ➢ 電子決裁システムの維持管理業務 ➢ 例規審査会事務

７－３－２　財政課

優先順位	業　務
A	➢ 予算編成事務 ➢ 予算執行管理事務
C	➢ 決算書、決算報告・審査に係る事務 ➢ 統一的な基準による財務書類の作成事務 ➢ 普通交付税算定等に係る事務 ➢ 特別交付税算定等に係る事務 ➢ 地方財政状況調査（決算統計）に係る事務 ➢ 財政健全化、公共施設調べ、公害決算等に係る事務 ➢ 起債申請、借入及び台帳管理・償還に係る事務 ➢ 財政計画及び実施計画に係る調整事務 ➢ 財政事情の公表等に係る事務

７－３－３　管財課

優先順位	業　務
A	➢ 施設管理事務（本庁舎・南庁舎）
B	➢ 市有施設建物総合損害共済に関する事務 ➢ 公用車車検・保険に関する事務 ➢ 消耗品共同購入に関する事務 ➢ 備品管理に関する事務 ➢ 複写機及び印刷機等管理に関する業務 ➢ 庁舎設備等保全事業 ➢ 庁舎警備業務 ➢ 共用バス運行・管理に関する事務 ➢ 公用車貸出・管理に関する事務 ➢ 専用公用車管理に関する事務
C	➢ 普通財産の管理・処分に関する事務 ➢ 普通財産貸付に関する事務 ➢ 財産台帳管理に関する事務 ➢ 基金の管理に関する事務 ➢ 公用車広告掲載事務 ➢ 庁用封筒広告掲載に関する事務 ➢ ロビーコンサートの開催事務

７－３－４　契約検査課

優先順位	業　務
B	➢ 建設工事または工事関連業務委託の入札・契約事務 ➢ 建設工事または工事関連業務委託の随意契約事務 ➢ 備品購入の入札・契約事務 ➢ 前払金管理事務 ➢ 建設工事等資金貸付事務 ➢ 契約変更事務 ➢ 資格停止等管理事務 ➢ 入札審査委員会事務 ➢ 競争入札参加資格者登録事務 ➢ 契約事務管理システム管理事務 ➢ 工事検査事務 ➢ 補助事業審査事務
C	➢ 公共工事入札等監視委員会事務 ➢ 優良工事表彰事務

７－３－５　危機管理室

優先順位	業　務
A	➢ Ｊアラート運用業務 ➢ おおた安全・安心メール運用業務 ➢ 防災関係機関調整業務 ➢ 災害対応（風水害、地震等）に関する業務 ➢ り災証明書等発行業務 ➢ 防災行政無線維持・管理業務 ➢ 群馬県防災情報システム管理業務
B	➢ 太田市地域防災計画に関する事務 ➢ 太田市国民保護計画に関する事務 ➢ 太田市水防計画に関する事務 ➢ 防災備蓄食料・備蓄飲料水管理業務 ➢ 業務継続計画（BCP）に関する業務 ➢ 防犯活動に関すること ➢ LED 防犯灯及び防犯カメラの管理に関すること
C	➢ 自主防災組織指導・育成業務 ➢ 住家・人的被害調査制度普及促進業務 ➢ 防災・危機管理に関する啓発業務 ➢ 各種危機管理マニュアルに基づく研修・訓練検証業務 ➢ 総合防災訓練、災害対策本部設置運営訓練等の実施業務 ➢ 飲料水兼用耐震性貯水槽等維持・管理業務 ➢ 災害応援協定の締結業務 ➢ 外部研修への参加

７－３－６　市民税課

優先順位	業　務
A	➢ 税制事務に関すること ➢ 所管に係る諸証明に関すること ➢ 個人市県民税及び法人市民税の賦課に関すること ➢ 個人市県民税及び法人市民税の課税台帳等の整備、保管に関すること ➢ 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること ➢ 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の課税台帳等の整備、保管に関すること ➢ 市税の賦課に関する審査請求に関すること ➢ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること
B	➢ ゴルフ場利用税交付金に関すること
C	➢ 市税の啓発活動の実施に関すること ➢ 外部研修への参加

７－３－７　資産税課

優先順位	業　務
A	➢ 固定資産税の調査、評価及び賦課に関すること ➢ 土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳等の整備・閲覧に関すること ➢ 固定資産税に係る諸証明発行に関すること ➢ 納税通知書の発送及び公示送達に関すること ➢ 固定資産税の減免及び非課税に関すること ➢ 罹災特例に関すること
B	➢ 固有資産等所在市町村交付金に関すること

７－３－８　収納課

優先順位	業　務
A	➢ 窓口収納業務に関すること ➢ 納税に係る諸証明発行に関すること ➢ 督促状の発送に関すること ➢ 過誤納金の還付又は充当に関すること ➢ 市税及び国民健康保険税の滞納金の徴収に関すること ➢ 徴収猶予、換価の猶予に関すること ➢ 財産の差押え及び差押えの解除に関すること ➢ 交付要求に関すること ➢ 滞納処分の停止及び不納欠損に関すること ➢ 差押処分等の審査請求に関すること
B	➢ 催告書の発送に関すること ➢ 差押財産の保管及び公売に関すること

７－４　市民生活部

７－４－１　市民そうだん課

優先順位	業　務
C	➢ 市民の要望、陳情、苦情等の受付及び連絡調整に関すること ➢ 市民相談に関すること ➢ 人権擁護に関すること ➢ 人権同和行政に関すること ➢ 男女共同参画の推進に関すること ➢ 消費者行政に関すること ➢ 民間非営利団体に関すること ➢ その他公益な市民活動に関すること ➢ 市民憲章に関すること

７－４－２　市民課

優先順位	業　務
A	➢ 戸籍関係届書受付に関すること ➢ 埋火葬許可証の交付に関すること ➢ 斎場運営に関すること ➢ 住民異動事務に関すること ➢ 印鑑登録事務に関すること ➢ 証明発行事務に関すること ➢ 戸籍記載に関すること ➢ 戸籍証明書等の交付に関すること ➢ 管外市町村への戸籍届書送付に関すること ➢ 戸籍届に基づく住民票入力および住所地通知、戸籍附票整理 ➢ 公的個人認証サービスに関すること ➢ 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること ➢ 情報提供ネットワークシステムに関すること ➢ 外国人の法務省連携システム運用に関すること ➢ パスポート申請受付および交付に関すること ➢ 住民基本台帳の一部写しの閲覧に関すること ➢ 住民基本台帳事務における支援措置に関すること ➢ 後見登記事項に伴う処理に関すること ➢ 住居表示に関すること ➢ 家裁通知書に関すること ➢ 犯歴事務及び破産、成年後見通知に関すること
B	➢ マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関すること ➢ 自動車の臨時運行許可の受付及び交付に関すること ➢ 身上調査回答に関すること ➢ 失期事件・失期通知書発送に関すること
C	➢ 登録型本人通知制度に関すること ➢ 戸籍事務協議会に関すること ➢ 自衛官募集に関すること ➢ 人口動態調査・戸籍・住民基本台帳統計事務に関すること ➢ 情報公開に関すること ➢ 居住実態調査に関すること ➢ 在外選挙人名簿登録に関すること

７－４－３　交通対策課

優先順位	業　務
B	➢　公共交通機関運行事業（路線バス運行） ➢　公共交通機関運行事業（おうかがい市バス運行） ➢　公共バス運行管理事業（無料バス運行） ➢　駐輪場管理事業 ➢　駐車場管理事業
C	➢　交通安全教育事業 ➢　交通安全運動事業 ➢　放置自転車等撤去保管事業 ➢　地域公共交通再編事業

７－４－４　地域総務課

優先順位	業　務
B	➢　太田市区長会運営事務 ➢　行政区画事務 ➢　認可地縁団体事務 ➢　地区集会所に対する補助金業務 ➢　コミュニティ補助金業務（宝くじ関連） ➢　1％まちづくり事業 ➢　ふるさと納税
C	➢　新年度予算のあらまし地区懇談会業務

７－４－５－１　中央地区振興課（太田行政センター）

優先順位	業　務
A	➢　基幹避難所業務（災害発生時）
B	➢　区長会事務 ➢　陳情・要望受付事務 ➢　行政センターだより発行業務 ➢　自主防災組織業務 ➢　施設維持管理
C	➢　市民教室・高齢者学級・家庭教育学級 ➢　生涯学習推進事業 ➢　貸館業務 ➢　地区文化祭関係事務 ➢　公民館団体登録事務 ➢　各種団体育成支援事務 ➢　青少年健全育成推進会議事務 ➢　地区社会福祉協議会事務 ➢　おおた夏まつり関係事務

７－４－５－２　中央地区振興課（鳥之郷行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－５－３　中央地区振興課（宝泉行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－６－１　南地区振興課（九合行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－６－２　南地区振興課（沢野行政センター・南ふれあいセンター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 沢野ウォーク大会事務

７－４－７－１　東地区振興課（韮川行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－７－２　東地区振興課（休泊行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 浴場施設管理運営業務

７－４－８－１　北地区振興課（強戸行政センター・強戸ふれあいセンター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者大学・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－８－２　北地区振興課（毛里田行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務

７－４－９　尾島地区振興課（尾島行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 福祉関係受付事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 生涯学習センター団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ おじま子ども週末クラブ

７－４－１０－１　新田地区振興課（木崎行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 福祉関係受付事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 新田まつり実行委員会事務

７－４－１０－２　新田地区振興課（生品行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 福祉関係受付事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 福井市と太田市新田地区交流事業 ➢ 新田まつり実行委員会事務

７－４－１０－３　新田地区振興課（綿打行政センター）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 福祉関係受付事務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・高齢者学級・女性学級・家庭教育学級 ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 新田まつり実行委員会事務

７－４－１１　藪塚地区振興課（藪塚本町行政センター・藪塚本町中央公民館）

優先順位	業　務
A	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理事務 ➢ 福祉関係受付事務　※尾島、木崎、生品、綿打、藪塚本町 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務
B	➢ 区長会事務 ➢ 陳情・要望受付事務 ➢ 行政センターだより発行業務 ➢ 自主防災組織業務 ➢ 施設維持管理
C	➢ 市民教室・市民セミナー ➢ 生涯学習推進事業 ➢ 貸館業務 ➢ 地区文化祭関係事務 ➢ 公民館団体登録事務 ➢ 各種団体育成支援事務 ➢ 青少年健全育成推進会議事務 ➢ 地区社会福祉協議会事務 ➢ 藪塚まつり関係事務

７－５　文化スポーツ部

７－５－１　文化スポーツ総務課

優先順位	業　務
A	➢ 太田市文化スポーツ振興財団会計処理
B	➢ 太田市文化スポーツ振興財団との連絡調整事務 ➢ 太田市文化スポーツ振興財団の予算・決算に関する事務
C	➢ 文化スポーツ振興計画事務 ➢ 太田市文化スポーツ振興財団への委託契約に関する事務 ➢ 太田市文化スポーツ振興財団の役員会に関する事務 ➢ 太田市文化スポーツ振興財団の定款規程・要綱等の制定及び改廃に関する事務 ➢ 太田市文化スポーツ振興財団の登記に関する事務 ➢ その他太田市文化スポーツ振興財団に関する事務 ➢ 国際スポーツキャンプ誘致事業事務

７－５－２　文化課（太田市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホール、３館共通）

優先順位	業　務
B	➢ 施設管理業務に関すること（会計事務） ➢ 催事対応（貸館）業務に関すること
C	➢ 自主事業の計画・実施に関すること ➢ 共催事業の計画・実施に関すること ➢ 委託事業の計画・実施に関すること

７－５－３　学習文化課

優先順位	業　務
B	➢　施設管理業務に関すること（会計事務）
C	➢　図書館業務に関すること ➢　施設及び貸館に関すること ➢　図書館協議会に関すること

７－５－４　美術館・図書館

優先順位	業　務
B	➢　施設管理業務に関すること（会計事務）
C	➢　施設管理及び貸館に関すること（駅なか文化館・まちなか文化ルーム含む） ➢　美術館業務に関すること ➢　図書館業務に関すること ➢　運営委員会に関すること ➢　収蔵委員会に関すること

７－５－５　芸術学校担当

優先順位	業　務
B	➢　おおた芸術学校の施設管理業務に関すること（会計事務） ➢　おおた芸術学校本科の事務に関すること ➢　おおた芸術学校付属３団体の事務関すること
C	➢　演奏会・発表会の業務に関すること

７－５－６　スポーツ振興課

優先順位	業　務
B	➢　各種団体運営に関する事務 ➢　各種団体運営費補助金に関する事務 ➢　主催するイベント・大会に関すること（会計事務）
C	➢　スポーツ振興課が主催するイベント・大会 ➢　各種団体等が主催するイベント・大会

７－５－７　スポーツ学校担当

優先順位	業　務
B	➢　おおたスポーツ学校の運営に関すること（会計事務）
C	➢　おおたスポーツ学校の運営に関すること（活動業務）

７－５－８　スポーツ施設管理課

優先順位	業　務
B	➢　体育施設の整備及び改修工事に関すること（契約中・施工中に限る） ➢　体育施設の管理運営に関すること（会計事務）
C	➢　体育施設の管理運営に関すること（貸出・貸出予約等）

７－６　福祉こども部

７－６－１　社会支援課

優先順位	業　務
A	➢ 民生児童委員活動に関すること ➢ 太田市避難行動要支援者支援に関すること ➢ 生活保護費並びに中国残留邦人（支援給付者）の支給に関すること ➢ 生活保護に係る医療扶助・介助扶助に関すること ➢ 住居確保給付者への支援に関すること ➢ 赤十字活動に関すること
C	➢ 更生保護事業に関すること ➢ 太田保護区保護司会業務に関すること ➢ 太田市遺族会運営業務に関すること ➢ 子どもの学習支援事業に関すること ➢ 太田市こども食堂支援事業に関すること ➢ 更生援護事務に関すること ➢ 重層的支援体制整備事業に関すること ➢ 太田市社会福祉協議会運営業務に関すること ➢ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること ➢ 生活困窮者への自立支援に関すること ➢ 福祉会館管理業務に関すること ➢ フードバンク事業に関すること

７－６－２　障がい福祉課

優先順位	業　務
A	➢ 手話通訳者派遣事業に関すること
B	➢ 障がい者相談支援センターに関すること ➢ 障がい者手帳の申請交付に関すること（身体・療育・精神） ➢ 補装具の支給に関すること ➢ 日常生活用具の支給に関すること ➢ 障がい児通所給付に関すること ➢ 日中一時支援事業に関すること ➢ 自立支援医療に関すること（更生・育成・精神通院） ➢ 特別障がい者手当等事務に関すること（特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・特別児童扶養手当） ➢ 介護給付・訓練等給付に関すること ➢ 地域活動支援センターに関すること
C	➢ 移動支援事業に関すること ➢ 障がい者の減免・割引制度に基づく受付業務に関すること（ＮＨＫ受信料の減免・有料道路通行料の減免等） ➢ 市単独補助事業に関すること（見舞金・交通費助成・団体補助等）

７－６－３　長寿あんしん課

優先順位	業　務
B	➢ 特殊詐欺電話対策録音装置貸出事務 ➢ 高齢者権利擁護事務 ➢ 老人福祉センターに関すること ➢ 尾島健康福祉増進センターに関すること ➢ 新田福祉総合センターに関すること ➢ その他高齢者福祉に関すること
C	➢ 金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典業務 ➢ 敬老会業務 ➢ 長寿祝金業務 ➢ 長寿者慶祝訪問業務 ➢ 高齢者健康事業 ➢ 老人クラブ等補助事業 ➢ 養護老人ホーム入所措置等業務 ➢ おとしより見守り隊業務 ➢ 高齢者向けＦＭ番組制作業務 ➢ 高齢者地域福祉自立支援事業 ➢ ひとり暮らし高齢者調査業務 ➢ 社会福祉法人認可業務 ➢ 高齢者ふれあい推進事業 ➢ ごみ出し困難高齢者支援事業

７－６－４　こども課

優先順位	業　務
A	➢ 教育・保育給付認定及び保育決定事務 ➢ 保育園施設整備事業 ➢ 施設や保護者への補助 ➢ 子ども・子育て支援制度事業 ➢ 公立幼稚園（藪塚南）運営業務
B	➢ 児童扶養手当支給事業 ➢ 児童福祉手当支給事業 ➢ 児童手当支給事業 ➢ 第３子以降子育て支援事業 ➢ 交通遺児援助金・入学祝金支給事業
C	➢ 児童及び生徒の就学・移動報告（学校教育課事務） ➢ 修学資金貸付事業 ➢ 保育士奨学金返済支援事業 ➢ 認可外保育施設事業

７－６－５　子育てそうだん課

優先順位	業　務
A	➢　家庭児童相談室事業 ➢　太田市子ども発達支援センター運営業務 ➢　ファミリー・サポート・センター事業
B	➢　ひとり親家庭等の就業支援事業 ➢　母子生活支援施設入所支援事業 ➢　要保護児童対策地域協議会業務 ➢　子育て短期支援事業
C	➢　虐待防止啓発事業 ➢　児童福祉週間啓発事業 ➢　親子ふれあい支援事業 ➢　発達障害啓発事業

７－６－６　児童施設課

優先順位	業　務
A	➢　放課後児童クラブ施設委託事業 ➢　直営児童館放課後児童クラブ運営事業 ➢　太田市こどもプラッツ推進事業
C	➢　児童福祉施設整備事業 ➢　児童館委託事業 ➢　児童館運営事業 ➢　こども館運営事業

７－６－７　社会福祉法人監査室

優先順位	業　務
B	➢　社会福祉法人の指導監査 ➢　地域密着型サービス事業者等の指導及び監査 ➢　居宅介護支援事業者の指導及び監査

７－７　健康医療部

７－７－１　健康づくり課

優先順位	業　務
A	➢ 予防接種事業 ➢ 母子健康手帳交付、妊婦健診・新生児聴覚検査・産婦健診受診券交付 ➢ ４か月児健康診査 ➢ 不妊症・不育症治療費助成事業、未熟児養育医療給付事業 ➢ 家庭訪問（医療機関からの依頼、育児不安、虐待、その他緊急を要するもの） ➢ 随時来所・電話相談（妊産婦、乳幼児、成人） ➢ 災害発生時の事業変更対応事務
B	➢ 施設維持管理 ➢ 平日夜間急病診療所 ➢ 在宅当番医・休日歯科診療所 ➢ 産後ケア ➢ １０か月児健康診査 ➢ １歳６か月児健康診査 ➢ ３歳児健康診査 ➢ 家庭訪問（妊産婦、新生児、乳幼児、成人） ➢ 子育てこころの相談 ➢ のびのび相談 ➢ 成人各種けんしん事業
C	➢ 食生活改善推進事業 ➢ 健康推進員事業 ➢ ２歳児歯科健康診査 ➢ 妊娠中のセミナー ➢ 母乳相談 ➢ 歯ぴもぐ教室 ➢ 子育て相談 ➢ 発達相談 ➢ 年中さんすこやか相談 ➢ 健康教育事業 ➢ 地域や団体等に出向く健康相談・健康教育事業

７－７－２　新型コロナウイルス感染症対策室

優先順位	業　務
A	➢ ワクチン維持管理
C	➢ 市営集団接種業務に関すること ➢ 接種券・証明に関する事務

７－７－３　国民健康保険課

優先順位	業　務
A	➢ 国民健康保険被保険者の資格取得に関すること ➢ 国民健康保険の限度額認定証の交付に関すること ➢ 国民健康保険の保険証の再交付に関すること ➢ 国民健康保険証の資格者証から短期証への切り替えに関すること
B	➢ 国民健康保険被保険者の資格の喪失に関すること ➢ 国民健康保険税の賦課に関すること ➢ 国民健康保険の療養費、高額療養費の給付に関すること
C	➢ 国民健康保険運営協議会に関すること ➢ 国民健康保険の資格に係る過誤に関すること ➢ 国民健康保険診療報酬請求の審査に関すること ➢ 特定健診、特定保健指導に関すること

７－７－４　医療年金課

優先順位	業　務
A	➢ 福祉医療受付事務に関すること（仮申請） ➢ 福祉医療資格管理事務に関すること（受給資格者証再交付） ➢ 後期高齢者医療資格事務に関すること（保険証に関すること）
B	➢ 福祉医療受付事務に関すること（A にあたる事務以外） ➢ 福祉医療資格管理事務に関すること（A にあたる事務以外） ➢ 福祉医療費助成金支給事務に関すること ➢ 国民年金被保険者資格取得届出等の受付に関すること ➢ 国民年金保険料に係る免除等の申請の受付に関すること（申請免除・学生納付特例） ➢ 国民年金保険料に係る免除等の届出の受付に関すること（法定免除・産前産後免除） ➢ 国民年金の給付に係る請求等の受付に関すること ➢ 後期高齢者医療給付事務に関すること ➢ 後期高齢者医療資格事務に関すること（A にあたる事務以外） ➢ 後期高齢者医療賦課事務に関すること ➢ 後期高齢者医療保険料徴収事務に関すること ➢ 後期高齢者医療保健事業事務に関すること

７－７－５　介護サービス課

優先順位	業　務
A	➢ 資格管理事務 ➢ 要介護認定事務
B	➢ 保険料賦課事務 ➢ 負担限度額認定事務 ➢ 住宅改修費支給事務 ➢ 福祉用具購入費支給事務 ➢ 介護認定審査会事務 ➢ 認定調査事務 ➢ 認知症高齢者等事前登録事務 ➢ GPS 端末貸出し事務
C	➢ 介護保険運営協議会事務 ➢ 特別会計・国県費事務 ➢ 保険料の収納事務 ➢ 高額介護サービス費支給事務 ➢ 高額介護・高額医療合算サービス費支給事務 ➢ 給付費適正化事務 ➢ 介護サービス相談員派遣事務 ➢ 介護予防把握事業業務委託業務 ➢ 地域包括支援センター運営関連事務 ➢ 太田市在宅医療介護連携センター業務委託事務 ➢ 認知症初期集中支援事業業務委託事務 ➢ 介護予防普及啓発事業業務委託事務 ➢ 介護予防支援ボランティア制度事務 ➢ 地域介護予防活動支援事業 ➢ 生活支援体制整備事業事務 ➢ 認知症サポーター養成事務 ➢ 認知症カフェ設置推進事務 ➢ 認知症機能低下予防教室業務委託事務

７－８　産業環境部

７－８－１　産業政策課

優先順位	業　務
A	➢ 制度融資事務
B	➢ 商業振興団体事務 ➢ 太田市金券事務 ➢ 空き店舗対策調査・支援事業 ➢ 商店リフォーム支援事業 ➢ 工場立地法事務 ➢ 自社製品販路開拓事業助成金交付事務 ➢ ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付事務 ➢ ＭＲＯ補助金交付事務 ➢ 労政対策推進事務 ➢ 労働団体等補助金交付事務 ➢ 先端設備等導入計画認定事務 ➢ 中小企業退職金共済制度加入促進助成金交付事務
C	➢ 計量事務 ➢ 店舗立地事務（大規模・中規模） ➢ 商業活性化イベント支援事業 ➢ まちなか交流館・にぎわい交流館支援事業 ➢ 企業誘致事務 ➢ 産業のまちネットワーク推進協議会事務 ➢ 産業フェスティバル事務 ➢ 産業振興貢献企業表彰事務 ➢ 太田地区職業訓練協議会補助金交付事務 ➢ 職業訓練校事務 ➢ 優秀技能士表彰事務 ➢ 女性起業支援事業 ➢ ふるさとテレワーク推進事業 ➢ 女性活躍推進交付金事業

７－８－２　観光交流課

優先順位	業　務
B	➢ 観光団体に関すること ➢ 観光施設の整備及び維持管理に関すること ➢ 国内姉妹都市・友好都市交流促進事業
C	➢ 観光イベントの計画及び実施に関すること ➢ 地域観光振興の推進（観光ＰＲ）に関すること

７－８－３　環境対策課

優先順位	業　務
A	➢　専用水道に関すること
B	➢　環境対策の企画、調整及び推進に関すること（イベント関係以外） ➢　環境保護思想の普及及び啓発に関すること（イベント関係以外） ➢　環境保全に関すること（イベント関係以外） ➢　環境審議会に関すること ➢　墓地等の経営の許可に関すること ➢　狂犬病予防に関すること ➢　地区環境組織の育成に関すること ➢　監視、測定等の環境調査に関すること ➢　公害防止の指導および規制に関すること ➢　足尾鉱毒に関すること ➢　公害等の苦情相談に関すること
C	➢　環境関係イベント（環境フェア、クリーン作戦等）

７－８－４　脱炭素推進室

優先順位	業　務
B	➢　脱炭素化の推進に関すること ➢　再生可能エネルギー政策の推進に関すること ➢　省資源、省エネルギー思想の普及及び啓発に関すること ➢　企業等と連携した先進的なエネルギー施策に関すること ➢　エネルギーの地産地消に関すること

７－８－５　清掃事業課

優先順位	業　務
A	➢　各種ごみ収集委託業務
B	➢　一般廃棄物処理業許可業務 ➢　ごみステーション設置、廃止受付業務 ➢　生ごみ処理槽等設置助成金交付事業 ➢　廃食用油回収事業 ➢　使用済小型家電回収業務 ➢　セキュリティリサイクル事業
C	➢　リサイクル啓蒙啓発活動の推進

７－９　農政部

７－９－１　農業政策課

優先順位	業　務
B	➢ 庁舎管理 ➢ 道の駅（指定管理・施設管理）
C	➢ 近代化資金 ➢ 生活改善 ➢ 優良農業者等表彰 ➢ 農業環境改善センター・農業支援センター関係事務 ➢ 農地中間管理事業 ➢ 利用権設定等促進事業 ➢ 農業振興地域管理業務 ➢ 人・農地プラン実質化 ➢ 経営所得安定対策等推進事業 ➢ 水路掘削業務 ➢ 産地生産基盤パワーアップ事業 ➢ 農業次世代人材投資事業 ➢ 太田市農業青年会議所組織補助事業 ➢ 耕作放棄地対策補助事業 ➢ ブランド化 ➢ 地産地消 ➢ ６次産業化 ➢ 生産振興支援 ➢ 養蚕 ➢ 農業災害 ➢ 認定農業者協議会 ➢ 同和対策施設 ➢ 経営改善事務 ➢ 精米センター（管理業務） ➢ 畜産・臭気 ➢ 地域循環型農業支援 ➢ 園芸振興 ➢ GAP ➢ 耕種 ➢ 特肥関係 ➢ 市有林管理 ➢ 松くい虫防除 ➢ 有害鳥獣対策

７－９－２　農村整備課

優先順位	業　務
C	➢ 地籍調査業務（年度計画業務） ➢ 地籍調査成果交付事務 ➢ 過年度成果修正登記事務 ➢ 農村地域防災減災事業 ➢ 小規模農村整備事業 ➢ 市単独生産基盤整備事業 ➢ ほ場整備事業 ➢ 陳情処理業務 ➢ 苦情・要望処理 ➢ 土地改良事業負担金業務 ➢ 排水機場管理業務 ➢ ふれあい農園管理業務 ➢ 多面的機能支払交付金事業 ➢ 農地用施設管理業務（ビオトープ・大谷幹線・さくらロード等） ➢ 水管理施設管理 ➢ 遊水池・排水路管理 ➢ 登記関係事務

７－１０　都市政策部

７－１０－１　都市計画課

優先順位	業　務
B	➢ 地区計画の届出に関する事務 ➢ 立地適正化計画に関する事務 ➢ 国土利用計画法に関する事務 ➢ 都市計画情報の管理・提供に関する事務 ➢ 地形図等頒布に関する事務 ➢ 都市計画法第 53 条に関する事務 ➢ 路外駐車場届出に関する事務 ➢ 景観の保全形成に関する業務 ➢ 屋外広告物許可申請に関する業務 ➢ 風致地区に関する業務 ➢ 区域区分（線引き）に関する事務 ➢ 用途地域の指定に関する事務 ➢ 地区計画の策定に関する事務 ➢ 藪塚都市計画の土地利用に関する事務 ➢ 用途地域の変更に関する事務 ➢ 社会資本整備総合交付金に関する事務 ➢ 都市計画提案制度に関する事務 ➢ 都市計画道路の計画、決定及び変更に関する事務 ➢ 都市計画道路の見直しに関する事務 ➢ 違反簡易広告物の指導・除却と景観ボランティア活動に関する業務
C	➢ 都市計画審議会に関する事務 ➢ 景観行政の市民周知に関する業務 ➢ 景観審議会に関する業務

７－１０－２　建築指導課

優先順位	業　務
A	➢ 建築確認及び開発許可等の出納に関する業務 ➢ 建築基準法に基づく確認及び検査に関する業務 ➢ 住宅の応急修理
B	➢ 建築基準法に基づく許可、認定及び指定に関する業務 ➢ 特殊建築物等の定期報告に関する業務 ➢ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する業務 ➢ 建築基準法に基づく道路の指定及び指定道路図・調書に関する業務 ➢ 木造住宅耐震診断者派遣事業・耐震改修補助事業 ➢ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する業務 ➢ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する業務 ➢ 群馬県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に関する業務 ➢ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定業務 ➢ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定業務 ➢ 都市計画法に基づく開発許可及び建築許可に関する業務 ➢ 太田市開発指導要綱に関する業務 ➢ 太陽光発電設備設置事業許可に関する業務
C	➢ 建築行為・開発行為に関する苦情相談、違反指導に関する業務 ➢ 特殊建築物等の防災指導に関する業務 ➢ 狭あい道路整備事業 ➢ まちの特性を生かした開発許可基準の検証業務

７－１０－３　市街地整備課

優先順位	業　務
B	➢ 土地区画整理法第７６条の認可申請処理業務 ➢ 土地区画整理事業に関する証明の発行業務 ➢ 土地区画整理事業地内の土地の権利異動に関する届出の受理及び処理業務
C	➢ 太田駅周辺地区再開発住宅（低層棟）の維持管理業務

７－１０－４　まちづくり推進課

優先順位	業務
B	➢ 空家等対策事務に関すること ➢ 市街地再開発事業に関すること
C	➢ 空家等除却補助金事業に関すること ➢ スマートインターチェンジ周辺整備事業に関すること ➢ 住宅リフォーム支援事業に関すること

７－１０－５　道路整備課

優先順位	業　務
A	➢ 災害時における道路・河川の緊急対策活動業務
B	➢ 道路賠償責任保険 ➢ 道路法等許認可に関する業務 ➢ 道路台帳管理業務 ➢ 西新町東新町地区排水対策事業 ➢ 排水対策事業 ➢ 一般市道新設改良事業 ➢ 幹線水路整備事業 ➢ 幹線道路整備事業 ➢ 北関東自動車道側道建設事業
C	➢ 法定外公共物の管理業務 ➢ 寄附の受入れ業務（道路用地） ➢ 都市計画法第 32 条業務（開発業務に関する業務） ➢ 官民境界確定業務

７－１０－６　道路保全課

優先順位	業　務
A	➢ 道路、橋りょう、準用河川及び排水路の維持管理並びに災害復旧に関すること
B	➢ 交通安全施設の維持管理に関すること ➢ 街路灯の維持管理に関すること ➢ 道、水路清掃及び除草作業に関すること

７－１０－７　建築住宅課

優先順位	業　務
A	➢ 市営住宅管理業務に関すること ➢ 長寿命化計画に基づき、公営住宅の集約促進を図る大規模改修及び屋上防水・外壁、給水管改修等の長寿命化や安全性確保を図る改善に関すること（契約済・施工中のもの） ➢ 市有建築物に関する新築や改修の設計業務及び建築・設備工事の工事監理業務に関すること（契約済・施工中のもの）
B	➢ 市営住宅家賃等の決定・更正事務に関すること ➢ 市営住宅家賃等の収納管理、滞納整理事務に関すること ➢ 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること ➢ 長寿命化計画に基づき、公営住宅の集約促進を図る大規模改修及び屋上防水・外壁、給水管改修等の長寿命化や安全性確保を図る改善に関すること（Ａ以外のもの） ➢ 市有建築物に関する新築や改修の設計業務及び建築・設備工事の工事監理業務に関すること（Ａ以外のもの）

７－１０－８　下水道課

優先順位	業　務
A	➢ 汚水処理施設の維持管理 ➢ 下水管渠の維持管理 ➢ 市町村設置型浄化槽維持管理 ➢ 流域下水道災害等の報告
B	➢ 下水道事業等会計事務 ➢ 下水道使用料の認定、検針、賦課 ➢ 下水道使用料の収納 ➢ 受益者負担金の賦課、収納 ➢ 下水道使用料・受益者負担金の滞納整理 ➢ 浄化槽設置整備事業 ➢ 各種届出、申請、発注契約事業 ➢ 排水工事受付、審査、検査 ➢ 公共桝の受付、設置 ➢ 下水道の使用開始、ＧＴＳＳ委託事務 ➢ 下水道処理施設改修事業 ➢ し尿処理施設大規模改修事業 ➢ 公共下水道管渠整備事業
C	➢ 下水道関係各種統計調査、資料管理 ➢ 流域下水道通常の報告

７－１１　行政事業部

７－１１－１　事業管理課

優先順位	業　務
A	➢ 行政管理公社交付金支払事務 ➢ 負担金収納事務（行管事業）
B	➢ 行政管理公社と各種団体との調整事務（行管事業） ➢ 人事配置事務（行管事業） ➢ 人事・服務に関する事務（行管事業）

７－１１－２　花と緑の課

優先順位	業　務
B	➢ 八王子丘陵整備事業の林内歩道と林床の整備及び維持管理に関すること ➢ 平地林の整備及び維持管理に関すること ➢ トイレ、遊具及びフェンスなどの公園内施設の改修整備及び維持管理に関すること ➢ 八王子山墓園特別会計予算事務、墓地の利用申請受付及び使用許可に関する事務並びに永代使用料及び管理料の徴収に関すること ➢ 八王子山公園墓地納骨堂の利用申請受付及び使用許可に関する事務並びに永代使用料の徴収に関すること。 ➢ 都市計画法第 32 条に基づく開発行為の協議及び同意に関すること ➢ 金山総合整備事業に関すること ➢ 八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金交付に関すること ➢ 公園、緑地及び街路樹の維持管理に関すること ➢ 金山総合公園内の西山公園、東山公園及び金山遊歩道の維持管理並びに赤松オーナー管理に関すること ➢ 利根川及び渡良瀬川の河川緑地の国への占用申請及び維持管理に関すること ➢ 他課から依頼された樹木管理等に係る設計に関すること ➢ 公園の占用許可に関する事務及び占用料の徴収に関すること
C	➢ 花いっぱい運動及び緑化推進事業に関すること ➢ 公園の使用許可に関すること

７－１１－３　用地管理課

優先順位	業　務
A	➢ 公拡法（昭和４７年法律第６６号）に基づく受付事務に関すること
B	➢ 産業団地・商業用地開発事業に関する事務事業（公社事業） ➢ 公社保有地等管理業務に関すること（公社事業） ➢ 経理事務に関すること（公社事業）

７－１１－４　用地開発課

優先順位	業　務
B	➢ 代行用地取得事業に関すること（公社事業） ➢ 産業団地・商業用地開発事業に関する事務事業（公社事業）

７－１２　会計課

優先順位	業　務
A	➢ 現金（基金に属する現金を含む）の出納及び保管に関すること ➢ 小切手の振出しに関すること ➢ 現金の記録管理に関すること ➢ 支出負担行為の確認に関すること ➢ 決算の調製に関すること
B	➢ 有価証券（基金に属するものを含む）の出納及び保管に関すること

７－１３　消防本部

７－１３－１　消防総務課

優先順位	業　務
A	➢ 消防施設の維持管理に関する業務 ➢ 消防用燃料等に関する業務 ➢ 給料・手当等の支給に関する事務 ➢ 福利厚生・健康管理に関する事務 ➢ 労働安全衛生に関する事務 ➢ 消防団との連絡調整に関する事務
B	➢ 消防本部内連絡調整に関する事務 ➢ 関係機関連絡調整に関する事務 ➢ 消防広報に関する事務 ➢ 貸与品管理事務 ➢ 人事・服務に関する事務 ➢ 消防団員等の公務災害補償関係事務 ➢ 消防団員の福利厚生関係事務 ➢ 消防団施設・装備その他物品の管理に関する事務
C	➢ その他Ａ・Ｂ以外の業務

７－１３－２　予防課

優先順位	業　務
A	➢ 予防広報に関する事務 ➢ 火災の原因調査及び調査技術支援・研究に関する事務 ➢ 危険物の流出に関する事務 ➢ 火災予防の企画に関する事務 ➢ 防火管理に関する事務 ➢ 危険物施設等の許認可申請、火薬類消費許可の出納に関する事務 ➢ 危険物の許認可に関する事務 ➢ 火薬類消費許可に関する事務 ➢ 建築物許可等の消防同意審査事務 ➢ 消防検査事務 ➢ 違反是正に関する事務 ➢ 査察に関する事務
B	➢ 防火協力団体に関する事務 ➢ 火災統計に関する事務 ➢ 危険物の統計に関する事務 ➢ 危険物取扱者保安講習に関する事務 ➢ 防火対象物の統計に関する事務

７－１３－３　警防課

優先順位	業　務
A	➢ 消防相互応援及び広域応援に関する業務 ➢ 災害活動現場の指揮・統制及び指揮支援に関すること
B	➢ 消防機械器具、資機材の購入、管理に関する業務 ➢ 消防水利の整備、指導に関する業務
C	➢ 機関員の養成及び技能管理に関する業務 ➢ 警防、救助技術の企画・指導に関する業務 ➢ 消防訓練等の総合企画に関する業務

７－１３－４　救急課

優先順位	業　務
A	➢ 救急医療機関との連絡調整に関すること ➢ 救急協力団体との連絡調整に関すること ➢ 救急資器材の購入・管理に関すること
B	➢ 救急業務の企画・指導に関すること
C	➢ 応急手当の普及啓発に関すること ➢ 救急ワークステーションに関すること ➢ 救急統計に関すること

７－１３－５　通信指令課

優先順位	業　務
A	➢ 災害通報の受信、出動指令及び消防無線に関する事務 ➢ 災害情報収集及び伝達に関する事務 ➢ 口頭指導プロトコルに関する事務
B	➢ 高機能消防指令センターに関する事務 ➢ 気象に関する事務 ➢ 消防救急無線設備に関する事務

７－１３－６　消防署（中央消防署、東部消防署、西部消防署、大泉消防署）

優先順位	業　務
A	➢ 署員の勤務配置に関すること ➢ 水火災その他災害の警戒及び防御に関すること ➢ 救急救助活動に関すること ➢ 消防機械器具及び通信機器の取扱い並びに管理に関すること ➢ 火災その他の災害原因及び損害の調査に関すること ➢ 太田市火災予防条例（平成 17 年太田市条例第 245 号）に関すること
B	➢ 所管する庁舎及び構内の維持管理に関すること ➢ り災証明及び救急搬送証明に関すること ➢ 立入検査及び指導に関すること ➢ 文書の収受に関すること ➢ 火災予防の普及に関すること ➢ 地理水利の調査保全等に関すること
C	➢ 自衛消防組織の訓練指導等に関すること ➢ 応急手当の指導普及に関すること ➢ 各種統計に関すること ➢ 警防計画に関すること ➢ 防火協力団体に関すること

７－１４　教育部

７－１４－１　教育総務課

優先順位	業　務
A	➢ 教育部内の連絡調整に関すること ➢ 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること ➢ 教育委員会の会議に関すること ➢ 市費任用職員の給与に関すること ➢ 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること ➢ 尾島庁舎及び庁舎内の設備の維持管理に関すること
B	➢ 市費任用職員の任免・分限、懲罰及び服務に関すること ➢ 市費任用職員の福利厚生に関すること ➢ 奨学金に関すること
C	➢ 学校の設置及び廃止に関すること ➢ 教育長協議会、教育委員会連絡協議会に関すること ➢ 職員団体に関すること ➢ 市費任用職員の研修に関すること ➢ 公用車の管理に関すること ➢ 共催及び後援申請に関すること ➢ 文書送達及び郵便に関すること ➢ 総合教育会議に関すること ➢ 公印管理に関すること

７－１４－２　学校施設管理課

優先順位	業　務
A	➢ 学校給食の栄養・衛生管理事務に関すること（学校給食の提供管理） ➢ 給食センターの運営に関すること（学校給食の提供）
B	➢ 学校予算管理事務に関すること ➢ 学校備品調達事務に関すること ➢ 小中学校非構造部材耐震化（外壁剥離落下防止）事業に関すること ➢ 小中学校トイレ大規模改修事業に関すること ➢ 小中学校設備機器類法令化適合事業に関すること ➢ 小中学校屋上防水改修事業に関すること ➢ 小中学校屋外整備事業に関すること ➢ 栄養・衛生管理事務に関すること（研修会、巡回指導等） ➢ 調理員人員管理に関すること（栄養士や給食員の調整対応） ➢ 学校給食設備に関すること（維持管理） ➢ 学校給食食材費等の経費管理に関すること（予算の配当や執行） ➢ 学校給食費管理運営に関すること（調定、充当、滞納対策など） ➢ 子育て支援対策学校給食費助成事業に関すること ➢ 給食センターの運営に関すること（施設・設備・職員の維持管理）
C	➢ 教育財産管理事務に関すること ➢ 学校給食運営委員会事務に関すること ➢ 食に関する指導事務に関すること（研修や会議など） ➢ 給食施設改築事業に関すること ➢ 給食設備更新事業に関すること

７－１４－３　文化財課

優先順位	業　務
A	➢ 文化財保護法に規定された手続きに関すること ➢ 開発事業に係る文化財調査に関すること
B	➢ 各施設の維持管理に関すること ➢ 文化財資料の管理に関すること
C	➢ 各施設の運営に関すること ➢ 各審議会・協議会等に関すること ➢ 教育普及に関すること

７－１４－４　生涯学習課

優先順位	業　務
B	➢ 社会教育施設との連絡調整に関すること（行政センター等） ➢ 社会教育総合センターの管理運営に関すること ➢ 生涯学習センターとの連絡調整に関すること（尾島、世良田） ➢ 青少年センター事務 ➢ 青少年問題協議会事務 ➢ モーテル類似旅館建築等審議会事務 ➢ 青少年健全育成連絡協議会事務 ➢ 青少年育成推進員連絡協議会事務 ➢ 街頭補導 ➢ 青少年センター補導員協議会事務 ➢ 環境浄化活動 ➢ 青少年センター相談業務 ➢ 県青少年補導センター連絡協議会事務 ➢ 安全共済会事務
C	➢ 文化功労賞に関すること ➢ 生涯学習に関すること ➢ 社会教育に関すること ➢ 社会教育委員に関すること ➢ 社会人権教育に関すること ➢ 健全育成大会事務 ➢ 少年の主張太田市大会事務 ➢ 成人式 ➢ 青少年交流事業 ➢ 中学生ボランティア体験活動 ➢ 子育連事務 ➢ リーダークラブ事務 ➢ 高校生指導者養成事業 ➢ 青少年郷土芸能集団「風雷坊」事務 ➢ 太田松茸道中 ➢ 青少年団体連絡協議会事務 ➢ 心身障がい者青年教室 ➢ 太田サイエンスアカデミー ➢ 金山の森キャンプ場貸館業務 ➢ 宝南センター貸館業務

７－１４－５　学校教育課

優先順位	業　務
A	➢ 市費任用職員の給与に関する事務
B	➢ 教科用図書給与事務 ➢ 市費任用職員の任免及び人事に関する事務 ➢ 就学奨励及び就学援助事務 ➢ 学事に関する事務 ➢ 県費負担教職員の任免、服務等の人事に関する事務 ➢ おおたん教育支援隊個別指導事業 ➢ 学校指導訪問事業（学校経営、教育課程、教員への指導・助言） ➢ 悩みごと相談員設置事業 ➢ 生徒指導対策事業 ➢ 外国語指導助手設置事業 ➢ 外国人児童生徒日本語指導事業 ➢ 教科書採択、教科用図書及び教材関連事業 ➢ 特別支援教育対策事業 ➢ 教育研究所事業 ➢ 中高一貫教育事業 ➢ 学校保健事業 ➢ 通学路安全対策事業
C	➢ スクールバス運行事業 ➢ 各種検定料助成事業 ➢ 教職員研修及び派遣事業 ➢ 外部人材等学校派遣事業（助産師講座） ➢ 児童生徒参加事業（尾瀬学校） ➢ 学校ＩＳＯ14001 活動事業 ➢ 学校セキュリティーポリシー事業 ➢ 健やかな心と体の育成事業

７－１４－６　市立太田高校

優先順位	業　務
A	➢ 教職員旅費事務 ➢ 教員人事給与事務
B	➢ 議会対応事務 ➢ 入試事務 ➢ 市一般会計事務 ➢ 教育委員会定例会対応事務 ➢ 施設管理業務 ➢ 教員福利厚生事務
C	➢ 学校基本調査事務 ➢ 中高一貫業務 ➢ 就学支援金事務 ➢ 奨学金事務 ➢ 行政財産に関する事務 ➢ グローカル人材育成事業 ➢ 庶務事務 ➢ 学校会計事務 ➢ 図書館運営・司書業務 ➢ 部活動指導 ➢ 公印の管理 ➢ 出納員事務

７－１５　議会事務局

優先順位	業　務
B	➢ 本会議運営事業に関する事務 ➢ 委員会運営事業に関する業務 ➢ 議員報酬に関する事務
C	➢ 正副議長秘書に関する業務 ➢ 議長会に関する業務 ➢ 各種調査 ➢ 傍聴、広報、市議会だより、ホームページ、インターネット中継に関する業務 ➢ 行政視察対応に関する事務 ➢ 会派担当に関する事務 ➢ タブレット端末の運用に関する事務 ➢ 会議録調整に関する事務

７－１６　選挙管理委員会事務局

優先順位	業　務
A	➢ 選挙人名簿登録事務 ➢ 各種選挙の執行
B	➢ 選挙管理委員会開催事務 ➢ 検察審査員・裁判員候補者予定者選定事務
C	➢ 選挙啓発事務

７－１７　監査委員事務局

優先順位	業　務
A	➢ 定期監査に関すること ➢ 例月出納検査に関すること ➢ 決算審査に関すること ➢ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること ➢ 要求又は請求に基づく監査
C	➢ 行政監査に関すること ➢ 財政援助団体等に対する監査に関すること ➢ 随時監査に関すること ➢ 指定金融機関等の公金取扱いに関する検査結果の報告要求

７－１８　農業委員会事務局

優先順位	業　務
B	➢ 地区協議会開催に係る資料作成及び会議の開催 ➢ 定例総会開催に係る資料作成及び会議の開催 ➢ 常設審議会諮問案件に係る資料作成及び会議での案件説明 ➢ 農地法に係る各種許可証の交付、届出の受付及び証明書の発行
C	➢ 農業委員、推進委員の日常活動に係る支援 ➢ 定期総会開催に係る資料作成及び会議の開催 ➢ 農地パトロールによる調査と優良農地の保全及び流動化の推進 ➢ 耕作放棄地の巡回調査及び指導 ➢ 利用権や中間管理事業等の賃貸借契約及び解約届出の受付 ➢ 農地法に反する転用事案の是正指導等 ➢ 農業者年金加入脱退手続き ➢ 国有農地の利用及び管理 ➢ 農業委員会だよりの定期的な発行 ➢ その他委員会運営に関する事務

・継続業務（優先順位Ａ） 再掲

７－１　秘書室

課　名	業　務
秘書室	➢　市長及び副市長の秘書に関すること

７－２　企画部

課　名	業　務
企画政策課	➢　基幹統計調査業務
人事課	➢　職員の給与及び待遇に関すること
国際課	➢　外国人市民相談窓口ワンストップセンター（太田市国際交流協会事業） ➢　在住外国人生活支援事業（太田市国際交流協会事業）
情報管理課	➢　住基システムの運用管理に関すること ➢　内部情報系システムの運用管理に関すること ➢　ネットワークシステムの運用管理に関すること ➢　社会保障・税番号制度の運用の総括に関すること
広報課	➢　市広報紙「広報おおた」発行・配布事業（新型コロナウイルス関連） ➢　記者会見 ➢　ホームページ運用管理事業（新型コロナウイルス関連）

７－３　総務部

課　名	業　務
総務課	➢　郵便・文書配付事務 ➢　告示及び公告事務
財政課	➢　予算編成事務 ➢　予算執行管理事務
管財課	➢　施設管理事務（本庁舎・南庁舎）
危機管理室	➢　Ｊアラート運用業務 ➢　おおた安全・安心メール運用業務 ➢　防災関係機関調整業務 ➢　災害対応（風水害、地震等）に関する業務 ➢　り災証明書等発行業務 ➢　防災行政無線維持・管理業務 ➢　群馬県防災情報システム管理業務
市民税課	➢　税制事務に関すること ➢　所管に係る諸証明に関すること ➢　個人市県民税及び法人市県民税の賦課に関すること ➢　個人市県民税及び法人市県民税の課税台帳等の整備、保管に関すること ➢　軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること ➢　軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の課税台帳等の整備、保管に関すること ➢　市税の賦課に関する審査請求に関すること ➢　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること

課　名	業　務
資産税課	➢ 固定資産税の調査、評価及び賦課に関すること ➢ 土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳等の整備・閲覧に関すること ➢ 固定資産税に係る諸証明発行に関すること ➢ 納税通知書の発送及び公示送達に関すること ➢ 固定資産税の減免及び非課税に関すること ➢ 罹災特例に関すること
収納課	➢ 窓口収納業務に関すること ➢ 納税に係る諸証明発行に関すること ➢ 督促状の発送に関すること ➢ 過誤納金の還付又は充当に関すること ➢ 市税及び国民健康保険税の滞納金の徴収に関すること ➢ 徴収猶予、換価の猶予に関すること ➢ 財産の差押え及び差し押さえの解除に関すること ➢ 交付要求に関すること ➢ 滞納処分の停止及び不納欠損に関すること ➢ 差押処分等の審査請求に関すること

７－４　市民生活部

課　名	業　務
市民課	➢ 戸籍関係届書受付に関すること ➢ 埋火葬許可証の交付に関すること ➢ 斎場運営に関すること ➢ 住民異動事務に関すること ➢ 印鑑登録事務に関すること ➢ 証明発行事務に関すること ➢ 戸籍記載に関すること ➢ 戸籍証明書等の交付に関すること ➢ 管外市町村への戸籍届書送付に関すること ➢ 戸籍届に基づく住民票入力および住所地通知、戸籍附票整理 ➢ 公的個人認証サービスに関すること ➢ 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること ➢ 情報提供ネットワークシステムに関すること ➢ 外国人の法務省連携システム運用に関すること ➢ パスポート申請受付および交付に関すること ➢ 住民基本台帳の一部写しの閲覧に関すること ➢ 住民基本台帳事務における支援措置に関すること ➢ 後見登記事項に伴う処理に関すること ➢ 住居表示に関すること ➢ 家裁通知書に関すること ➢ 犯歴事務及び破産、成年後見通知に関すること
中央地区振興課（太田行政センター）	➢ 基幹避難所業務（災害発生時）
中央地区振興課（鳥之郷行政センター・宝泉行政センター）南地区振興課・東地区振興課・北地区振興課	➢ 基幹避難所業務（災害発生時） ➢ 諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢ 市民課届出受理業務 ➢ 税収納業務 ➢ 国民健康保険課・医療年金課窓口業務

課　名	業　務
尾島地区振興課・ 新田地区振興課・ 藪塚地区振興課	➢　基幹避難所業務（災害発生時） ➢　諸証明書発行業務（市民課関係・税関係） ➢　市民課届出受理業務 ➢　福祉関係受付事務 ➢　税収納業務 ➢　国民健康保険課・医療年金課窓口業務

７－５　文化スポーツ部

課　名	業　務
文化スポーツ総務課	➢　太田市文化スポーツ振興財団会計処理

７－６　福祉こども部

課　名	業　務
社会支援課	➢　民生児童委員活動に関すること ➢　太田市避難行動要支援者支援に関すること ➢　生活保護費並びに中国残留邦人（支援給付者）の支給に関すること ➢　生活保護に係る医療扶助・介助扶助に関すること ➢　住居確保給付者への支援に関すること ➢　赤十字活動に関すること
障がい福祉課	➢　手話通訳者派遣事業に関すること
こども課	➢　教育・保育給付認定及び保育決定事務 ➢　保育園施設整備事業 ➢　施設や保護者への補助 ➢　子ども・子育て支援制度事業 ➢　公立幼稚園（藪塚南）運営業務
子育てそうだん課	➢　家庭児童相談室事業 ➢　太田市子ども発達支援センター運営業務 ➢　ファミリー・サポート・センター事業
児童施設課	➢　放課後児童クラブ施設委託事業 ➢　直営児童館放課後児童クラブ運営事業 ➢　太田市こどもプラッツ推進事業

７－７　健康医療部

課　名	業　務
健康づくり課	➢　予防接種事業 ➢　母子健康手帳交付、妊婦健診・新生児聴覚検査・産婦健診受診券交付 ➢　４か月児健康診査 ➢　不妊症・不育症治療費助成事業、未熟児養育医療給付事業 ➢　家庭訪問（医療機関からの依頼、育児不安、虐待、その他緊急を要するもの） ➢　随時来所・電話相談（妊産婦、乳幼児、成人） ➢　災害発生時の事業変更対応事務
新型コロナウイルス感染症対策室	➢　ワクチン維持管理
国民健康保険課	➢　国民健康保険被保険者の資格取得に関すること ➢　国民健康保険の限度額認定証の交付に関すること ➢　国民健康保険の保険証の再交付に関すること ➢　国民健康保険証の資格者証から短期証への切り替えに関すること

課　名	業　務
医療年金課	➢ 福祉医療受付事務に関すること（仮申請） ➢ 福祉医療資格管理事務に関すること（受給資格者証再交付） ➢ 後期高齢者医療資格事務に関すること（保険証に関すること）
介護サービス課	➢ 資格管理事務 ➢ 要介護認定事務

７－８　産業環境部

課　名	業　務
産業政策課	➢ 制度融資事務
環境対策課	➢ 専用水道に関すること
清掃事業課	➢ 各種ごみ収集委託業務

７－９　農政部

課　名	業　務
－	該当なし

７－１０　都市政策部

課　名	業　務
建築指導課	➢ 建築確認及び開発許可等の出納に関する業務 ➢ 建築基準法に基づく確認及び検査に関する業務 ➢ 住宅の応急修理
道路整備課	➢ 災害時における道路・河川の緊急対策活動業務
道路保全課	➢ 道路、橋りょう、準用河川及び排水路の維持管理並びに災害復旧に関すること
建築住宅課	➢ 市営住宅管理業務に関すること ➢ 長寿命化計画に基づき、公営住宅の集約促進を図る大規模改修及び屋上防水・外壁、給水管改修等の長寿命化や安全性確保を図る改善に関すること（契約済・施工中のもの） ➢ 市有建築物に関する新築や改修の設計業務及び建築・設備工事の工事監理業務に関すること（契約済・施工中のもの）
下水道課	➢ 汚水処理施設の維持管理 ➢ 下水管渠の維持管理 ➢ 市町村設置型浄化槽維持管理 ➢ 流域下水道災害等の報告

７－１１　行政事業部

課　名	業　務
事業管理課	➢ 行政管理公社交付金支払事務 ➢ 負担金収納事務（行管事業）
用地管理課	➢ 公拡法（昭和４７年法律第６６号）に基づく受付事務に関すること

７－１２　会計課

課　名	業　務
会計課	➢　現金（基金に属する現金を含む）の出納及び保管に関すること ➢　小切手の振出しに関すること ➢　現金の記録管理に関すること ➢　支出負担行為の確認に関すること ➢　決算の調製に関すること

７－１３　消防本部

課　名	業　務
消防総務課	➢　消防施設の維持管理に関する業務 ➢　消防用燃料等に関する業務 ➢　給料・手当等の支給に関する事務 ➢　福利厚生・健康管理に関する事務 ➢　労働安全衛生に関する事務 ➢　消防団との連絡調整に関する事務
予防課	➢　予防広報に関する事務 ➢　火災の原因調査及び調査技術支援・研究に関する事務 ➢　危険物の流出に関する事務 ➢　火災予防の企画に関する事務 ➢　防火管理に関する事務 ➢　危険物施設等の許認可申請、火薬類消費許可の出納に関する事務 ➢　危険物の許認可に関する事務 ➢　火薬類消費許可に関する事務 ➢　建築物許可等の消防同意審査事務 ➢　消防検査事務 ➢　違反是正に関する事務 ➢　査察に関する事務
警防課	➢　消防相互応援及び広域応援に関する業務 ➢　災害活動現場の指揮・統制及び指揮支援に関すること
救急課	➢　救急医療機関との連絡調整に関すること ➢　救急協力団体との連絡調整に関すること ➢　救急資器材の購入・管理に関すること
通信指令課	➢　災害通報の受信、出動指令及び消防無線に関する事務 ➢　災害情報収集及び伝達に関する事務 ➢　口頭指導プロトコルに関する事務
消防署	➢　署員の勤務配置に関すること ➢　水火災その他災害の警戒及び防御に関すること ➢　救急救助活動に関すること ➢　消防機械器具及び通信機器の取扱い並びに管理に関すること ➢　火災その他の災害原因及び損害の調査に関すること ➢　太田市火災予防条例（平成 17 年太田市条例第 245 号）に関すること

７－１４　教育部

課　名	業　務
教育総務課	➢ 教育部内の連絡調整に関すること ➢ 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること ➢ 教育委員会の会議に関すること ➢ 市費任用職員の給与に関すること ➢ 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること ➢ 尾島庁舎及び庁舎内の設備の維持管理に関すること
学校施設管理課	➢ 学校給食の栄養・衛生管理事務に関すること（学校給食の提供管理） ➢ 給食センターの運営に関すること（学校給食の提供）
文化財課	➢ 文化財保護法に規定された手続きに関すること ➢ 開発事業に係る文化財調査に関すること
学校教育課	➢ 市費任用職員の給与に関する事務
市立太田高校	➢ 教職員旅費事務 ➢ 教員人事給与事務

７－１５　議会事務局

課　名	業　務
－	該当なし

７－１６　選挙管理委員会事務局

課　名	業　務
選挙管理委員会事務局	➢ 選挙人名簿登録事務 ➢ 各種選挙の執行

７－１７　監査委員事務局

課　名	業　務
監査委員事務局	➢ 定期監査に関すること ➢ 例月出納検査に関すること ➢ 決算審査に関すること ➢ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること ➢ 要求又は請求に基づく監査

７－１８　農業委員会事務局

課　名	業　務
－	該当なし

策定・改訂履歴表

版数	改訂年月日	改訂ページ	改訂内容
第１版	2020.4.16		新規策定
第２版	2021.6.1	６～４６	機構改革による各課業務の変更および優先順位の見直し
第３版	2022.5.1	６～４６	機構改革による各課業務の変更および優先順位の見直し

太田市新型コロナウイルス感染症対応
業務継続計画（ＢＣＰ）第３版
発　行　太田市総務部危機管理室